

公益社団法人物理オリンピック日本委員会
専門性向上支援事業積立資産規程

令和7年7月31日 理事会承認

(目的)

第1条 本規程は、第2チャレンジ参加経験があり、かつ申請書提出時の年の4月1日現在で30歳未満の若手が、専門性を高める取り組みを支援する事業（以下、「支援事業」という。）の支出に充てるため、資金積立（以下、「支援事業積立資産」という。）を行う場合における積立・取崩・運用について定めることを目的とする。

(積立)

第2条 支援事業積立資産は、支援事業の支出に充てるための寄付金として受け入れた金額を積み立てるものとする。

(取崩)

第3条 支援事業積立資産は、支援事業の支出に充てるために取り崩すものとする。

(保管・運用)

第4条 支援事業積立資産は、安全かつ効率的に保管・運用しなければならない。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の議決をもって行うものとする。